

取引参加者に対する処分及び勧告制度の見直しについて

2025年4月30日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

当取引所は、当取引所市場における公正性及び信頼性の維持・向上を目的として、取引参加者が法令や当取引所の規則等（以下「法令等」といいます。）に違反する行為を行った場合は、その内容に応じて、処分を行うこととしています。また、法令等に違反しているかにかかわらず、取引参加者の業務又は財産の状況が当取引所の市場の運営にかんがみて適当でないと認めるときは、当該取引参加者に対し適切な措置を講ずる旨の勧告を行うこととしています。

近年における他の自主規制機関での過怠金の賦課や勧告の事案も踏まえると、当取引所においても、今後、基本上限額又はそれに近い水準の過怠金を賦課する可能性のある事案の発生や、取引参加者への勧告後も改善対応が適切に進捗しなかったり、取引参加者の内部管理体制の不備を起因とした顧客被害が生じる恐れのある事案の発生も懸念されるところです。

このような中、他方で取引参加者に求められるコンプライアンス水準は一層高まっているところであり、今後も処分制度への信頼を維持するため、事案に応じた適切な過怠金額を柔軟に決定できるよう見直すとともに、勧告制度についても、その実効性を確保し、顧客被害発生の蓋然性が高い場合には投資者に注意喚起できるよう、見直しを行うこととします。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 処分制度 (1) 過怠金の上 限額の見直し	・ 現行制度において、過怠金の上限額については、基本1億円、法令等違反又は行政官庁による処分に違反し、取引所の信用を著しく失墜させたと認める場合は特例として5億円と二段階になっていますが、上限額を5億円に一本化します。	・ 現行の処分制度においては、処分事由に応じ、戒告、過怠金の賦課、当取引所市場の有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しを行うことができるとしています。過怠金の賦課について、現行制度において上限額が1億円となっているものは以下のとおりです。 － 取引参加者規程に基づく検査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

項 目	内 容	備 考
		- 取引参加者規程に基づく届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたとき - 取引参加者が法令、法令に基づいてする行政官庁の処分又は当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたとき ・「法令又は行政官庁による処分に違反し、取引所の信用を著しく失墜させたと認める場合」に過怠金の上限額を5億円とする現行の特例規定は一本化に伴い撤廃します。
2. 勧告制度 (1) 勧告の実効性確保のための対応 (2) 公表措置の導入	・ 現行制度において、処分は法令等違反行為や取引の信義則に背反する行為が認められた場合等に限定されていますが、勧告後適切な改善が図られないと認められる場合においても、処分を行うことを可能とします。 ・ 現行制度において、勧告事案については、取引参加者が自浄作用を発揮し改善を実現することを期待する趣旨から公表を行っていませんが、勧告の内容に応じ、特に投資家への注意喚起を要すると認められる場合には、勧告を行った取引参加者名及び内容等について公表することを可能とします。	・ 5億円（※）以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は取引資格の取消しを可能とする処分対象事由に、勧告後適切な改善が図られないと認められる場合を追加します。 （※）上記1. (1)の見直し後の金額 ・ 左記の「勧告後適切な改善が図られないと認められる場合」とは、具体的には、以下の場合が考えられます。 - 勧告に伴う改善報告書が提出されない又は内容が著しく不十分である。 - 勧告に伴う改善報告書に記載された改善策が履行されない。 ・ 左記の「特に投資家への注意喚起を要すると認められる場合」とは、具体的には、以下の状況が生じている結果、顧客から多数の苦情等が生じている等、顧客に損害を与える蓋然性が相当程度認められる場合が考えられます。 - 適切な業務運営を遂行するための人員体制が著しく不足している。 - 社全体として、基本的な法令等に係る知見・法令

項 目	内 容	備 考
		等遵守意識が著しく欠如している。 - 法令等遵守に係る社内規則・マニュアル・業務フロー等の整備が著しく不十分である。 - 所謂3線管理が機能していない状況を放置しているなど、内部管理態勢を構築する意識が著しく欠如している。

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・ 2025 年 6 月を目途に実施します。
- ・ 1. に関して、処分制度については施行日以後に生じている事由に基づく処分から適用します。
- ・ 2. (1) に関しては、施行日以後に行った勧告から適用します。
- ・ 2. (2) に関しては、施行日以後における業務又は財産の状況について行う勧告から適用します。

以 上